

社会保険事業状況（平成18年11月現在）

I. 医療保険

1. 総括

(1) 適用状況

平成18年11月末現在の被保険者数は、政管健保（法第3条第2項被保険者を除く。以下同じ。）1,958万6千人、法第3条第2項被保険者1万4千人、船員保険6万4千人である。前年同月と比べてみると政管健保は31万人（対前年同月比1.6%増）増加、法第3条第2項被保険者は2千人（同12.0%減）、船員保険は2千人（同2.6%減）それぞれ減少している。被保険者数の月別推移は図I-1、図I-2、図I-3のとおりである。政管健保は、平成10年3月より減少していたが、平成16年3月以降は増加している。法第3条第2項被保険者及び船員保険は減少が続いている。その他の医療保険についてみると、組合健保1,478万7千人（17年3月）、国民健康保険5,157万9千人（17年3月）、共済組合444万9千人（17年3月）となっている。

また、平成18年11月末現在の政管健保適用の事業所数は154万（対前年同月比1.9%増）、船員保険適用の船舶所有者数は6千（同0.8%減）、18年10月末現在の有効な印紙購入通帳数は2千（同7.1%減）となっている。

図I-1 政管一般被保険者数の推移

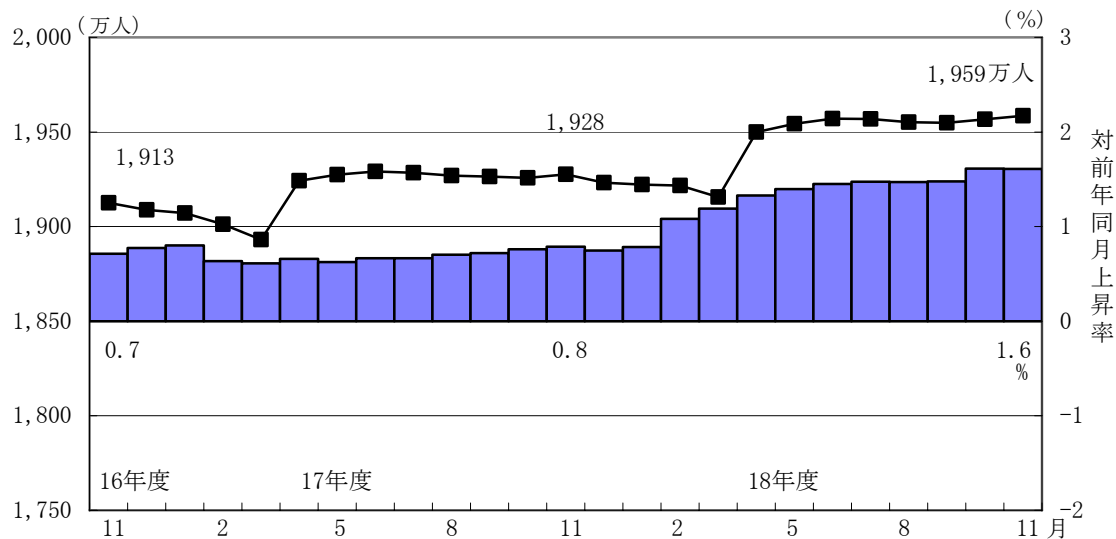


図 I - 2 法第3条第2項被保険者数の推移

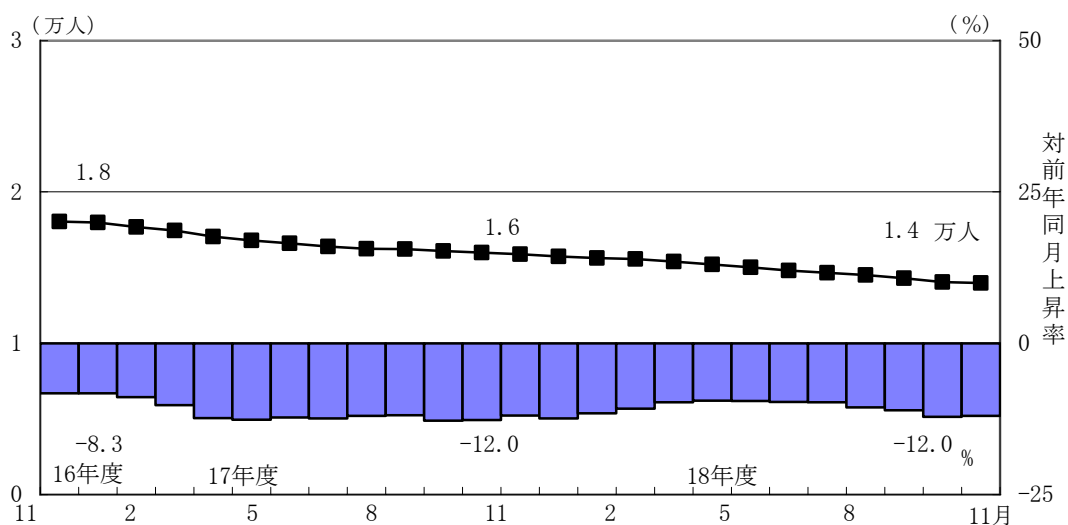
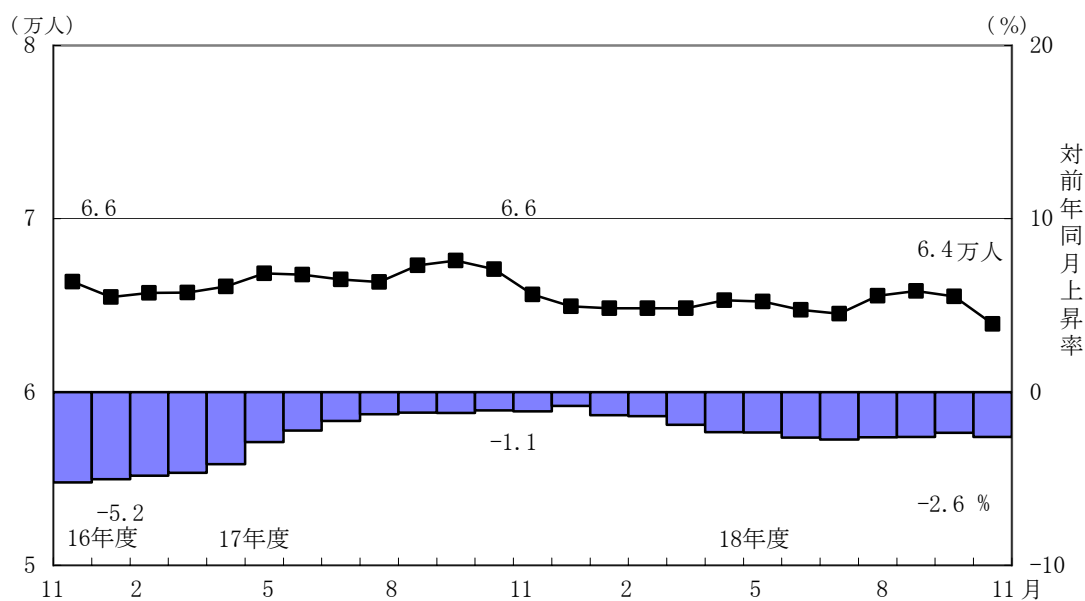


図 I - 3 船員保険被保険者数の推移



平成18年11月末現在の標準報酬月額の前平均は、政管健保28万4,282円（対前年同月比0.1%減）であり、船員保険38万1,397円（同0.4%減）である。また、法第3条第2項被保険者の18年10月末の賃金日額の前平均は1万3,084円（同0.8%増）である。

平成18年11月末現在の賞与の状況については、事業所数は政管健保2万2千か所、法第3条第2項被保険者2か所、船員保険の船舶所有者数25か所となっている。被保険者数は、政管健保28万3千人、法第3条第2項被保険者34人、船員保険307人となっており、標準賞与額の前平均は、政管健保24万円、法第3条第2項被保険者9万3千円、船員保険45万6千円となっ

ている。

各医療保険に加入している平成18年11月末現在の介護保険第2号被保険者数は、政管健保1,282万6千人（対前年同月比0.3%増）、法第3条第2項被保険者1万2千人（同12.6%減）、船員保険7万2千人（同4.6%減）である。

平成18年11月末現在の介護保険第2号被保険者の標準報酬月額の前平均は、政管健保31万5,034円（対前年同月比0.4%減）、船員保険40万7,813円（同0.3%減）である。また、法第3条第2項被保険者のうち、介護保険第2号被保険者の18年10月末の賃金日額の前平均は1万3,198円（同1.1%増）である。

(2) 給付状況

平成18年11月の保険給付費は、政管健保3,388億2千万円（対前年同月比0.8%増）、法第3条第2項被保険者分2億3千万円（同16.1%減）、船員保険19億9千万円（同7.3%減）である。被保険者1人当たり保険給付費は、政管健保1万8千円（同0.9%減）、法第3条第2項被保険者1万7千円（同4.8%減）、船員保険3万1千円（同4.9%増）である。

(3) 診療費の状況

平成18年11月の診療費（患者負担分、公費負担分を含む。以下同じ。）は、政管健保3,329億4千万円（対前年同月比0.2%増）、法第3条第2項被保険者分2億2千万円（同15.7%減）、船員保険17億円（同6.2%減）である（第I-1表参照）。

第I-1表 制度別診療費の状況(平成18年11月)

	実 数			対前年同月増加率(%)		
	件 数	日 数	診療費	件 数	日 数	診療費
	千件	千日	千万円			
政管健保	20,843	39,172	33,294	2.4	△ 0.9	0.2
法第3条第2項	11	26	22	△ 9.0	△ 12.7	△ 15.7
組合健保	17,358	31,104	24,875	2.7	△ 0.6	0.2
船員保険	89	184	170	△ 2.2	△ 5.4	△ 6.2
共済組合	5,498	9,812	7,890	0.3	△ 2.7	△ 2.2
小 計	43,800	80,297	66,251	2.2	△ 1.0	△ 0.1
国 保	30,937	69,311	68,545	3.5	0.6	2.5
老人保健	20,785	63,241	75,565	△ 5.1	△ 6.9	△ 4.0
合 計	95,521	212,850	210,361	0.9	△ 2.3	△ 0.7

- (注) 1. 政管健保、法第3条第2項被保険者、船員保険以外は審査支払機関からの報告による概数である。
 2. 診療費は患者負担分及び公費負担分を含む。
 3. 法第3条第2項被保険者には特別療養費を含む。

2. 政府管掌健康保険（一般被保険者）

(1) 適用状況

平成18年11月末現在の被保険者数1,958万6千人のうち、男子の被保険者数は1,221万9千人（対前年同月比1.3%増）、女子は736万8千人（同2.0%増）である。また、任意適用被保険者数は21万1千人（同58.2%減）で全体の1.1%である。

平成18年11月末現在の標準報酬月額の前平均は男子が32万4,623円（対前年同月比0.1%減）、女子が21万7,378円（同0.2%増）で、女子は男子の67.0%となっている。

平成18年11月末現在の被扶養者数は1,638万4千人で、扶養率は0.837となっている。

(2) 給付状況

平成18年11月の保険給付費は、3,388億2千万円（対前年同月比0.8%増）となっており、うち、医療給付費は3,103億9千万円（同0.7%増）で保険給付費の91.6%を占めている。また、傷病手当金は115億6千万円で保険給付費の3.4%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成18年11月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,055円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,579円、高齢受給者の1人当たり診療費は32,982円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数。以下同じ。）は、被保険者が555.06、被扶養者が637.29、高齢受給者が1,418.79であり、1件当たり日数は、被保険者が1.83日、被扶養者が1.90日、高齢受給者が2.32日であり、1日当たり診療費は、被保険者が8,896円、被扶養者が7,928円、高齢受給者が10,020円である。

1人当たり診療費の対前年上昇率を被保険者、被扶養者別に入院についてみたものが図I-4であり、入院外についてみたものが図I-5である。

図 I - 4 政管健保 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
 (入院: 老人保健、高齢受給者を除く)

(%)

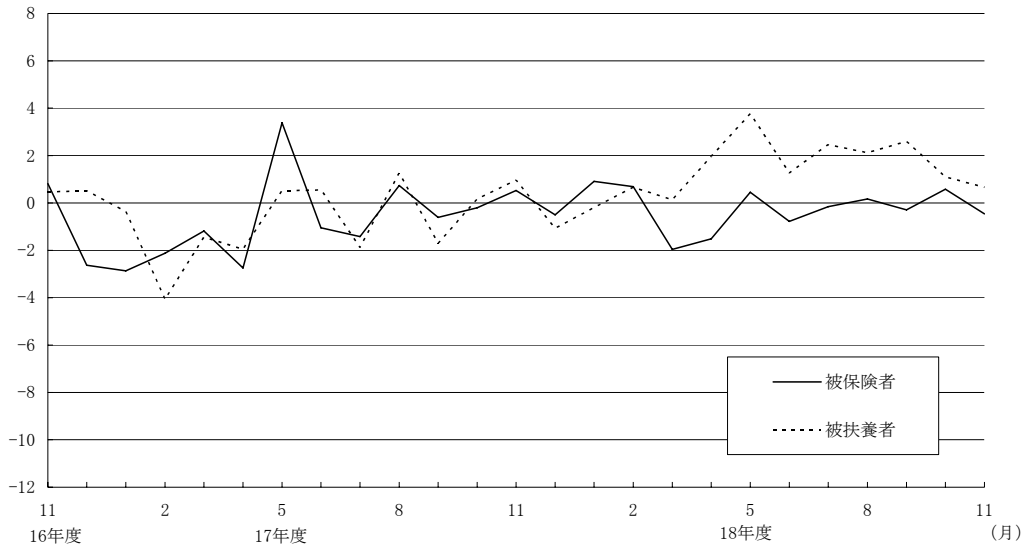
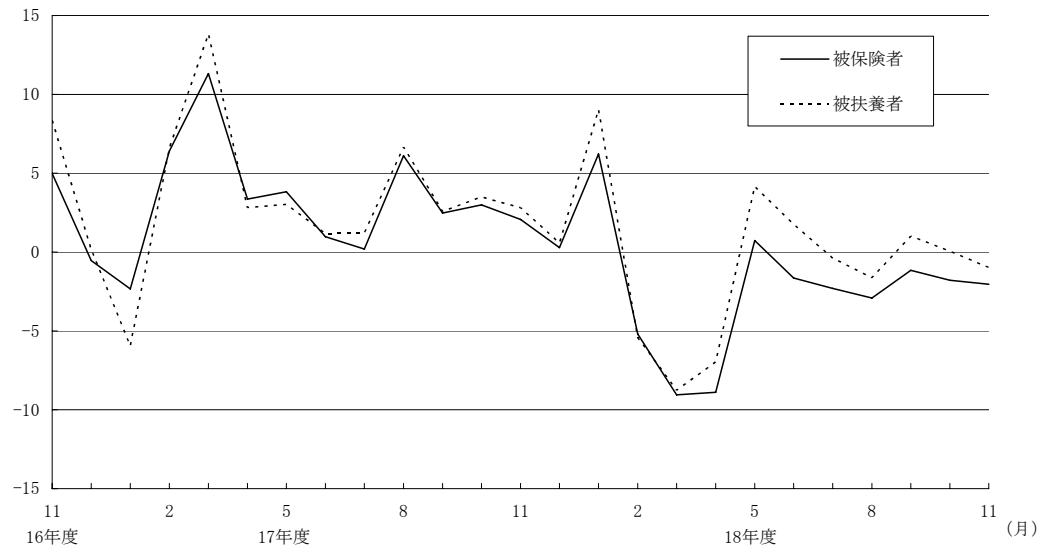


図 I - 5 政管健保 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
 (入院外: 老人保健、高齢受給者を除く)

(%)



3. 政府管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）

(1) 適用状況

平成18年11月末現在の被保険者数1万4千人のうち男子は1万1千人（対前年同月比10.2%減）、女子は3千人（同17.4%減）である。

平成18年11月末現在の被扶養者数は1万人で、扶養率は0.680となっている。

(2) 給付状況

平成18年11月の保険給付費は、2億3千万円（対前年同月比16.1%減）となっており、うち、医療給付費は2億1千万円（同14.9%減）で保険給付費の91.8%を占めている。また、傷病手当金は2千万円で、保険給付費の7.5%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成18年11月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,786円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は8,217円、高齢受給者の1人当たり診療費は26,528円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が516.48、被扶養者が448.89、高齢受給者が932.25であり、1件当たり日数は、被保険者2.28日、被扶養者が2.19日、高齢受給者が2.85日であり、1日当たり診療費は、被保険者が8,325円、被扶養者が8,345円、高齢受給者が9,999円である。

4. 船員保険

(1) 適用状況

平成18年11月末現在の被保険者数6万4千人を船舶種別ごとにみると汽船等が4万1千人（対前年同月比0.2%減）、漁船（い）が1千人（同2.2%減）、漁船（ろ）が1万9千人（同7.3%減）、疾病任意継続被保険者数は3千人（同3.9%減）である。

平成18年1月末現在の標準報酬月額を船舶種別ごとにみると、汽船等が40万9,489円（対前年同月比0.3%減）、漁船（い）が37万6,970円（同0.7%減）、漁船（ろ）が33万0,560円（同2.2%減）である。平成18年11月末現在の被扶養者数は9万9千人で、扶養率は1.545である。

(2) 給付状況

平成18年11月の保険給付費は、19億9千万円（対前年同月比7.3%減）となっており、うち、医療給付費は16億4千万円（同7.4%減）で、保険給付費の82.7%を占めている。また、傷病手当金は2億7千万円で、保険給付費の13.6%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成18年11月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は11,606円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は10,101円、高齢受給者の1人当たり診療費は33,573円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が506.24、被扶養者が618.89、高齢受給者が1,334.52であり、1件当たり日数は、被保険者が2.16日、被扶養者が1.97日、高齢受給者が2.53日であり、1日当たり診療費は、被保険者が10,631円、被扶養者が8,301円、高齢受給者が9,941円である。